

令和2年1月30日
四国電力株式会社

取引先からの贈答品の受け取り禁止について

当社は、さらなるコンプライアンスの徹底を図るため、原則として、取引先からの贈答品の受け取りを禁止することとしました。

あわせて、贈答品受け取りに関する相談窓口を設置し、やむを得ず贈答品を受け取った場合には報告を義務付けるなど、会社として贈答品の受け取りに対応する仕組みを導入します。

今後、詳細な取り扱いを整理したうえでルールを整備し、3月より実施します。

当社としましては、役員および従業員一人ひとりが、公益事業者としての強い自覚と高い倫理観を持ち、社会からより一層信頼される事業運営を推進してまいります。

(参考) 贈答品の受け取り禁止の概要

- ・役員および従業員全員を対象とする。
- ・菓子類等の手土産、ノベルティなどを除いた贈答品の受け取りを禁止する。
- ・贈答品受け取りに関する相談窓口を設置する。(窓口は本店総務部)
- ・やむを得ず贈答品を受け取った場合は相談窓口へ報告することを義務付ける。

以上